

令和 5 年 度

定期監査・行政監査結果報告書

令和 6 年 3 月

さぬき市監査委員

# 令和5年度定期監査及び行政監査の結果について

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

## 2 監査対象

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

(1) 令和4年度分

(2) 令和5年度（4月1日から基準日まで）

① 実地監査に関する基準日・・・令和5年9月30日

② 各課等対象監査に関する基準日・・・令和5年11月30日

## 3 監査の評価項目

予算、議決、法令等に基づく適正性のほか、経済性、効率性及び有効性に主眼を置き、予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営等について監査を実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨に則って事務事業が実施されているかに重点を置いた。

また、市の内部統制（リスク・マネジメントの業務上のリスクや手順を見える形にし、危険を予防・抑制するためのリスク管理の手法）に注視して監査を実施した。

## 4 監査の主な実施内容

さぬき市監査基準に準拠したうえで、監査の評価項目に基づき、監査対象部署に対し、監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行って実施した。

## 5 監査日程

(1) 監査期間

令和5年11月2日から令和6年1月30日まで

(2) 監査実施日及び実施場所

### ① 実地監査

実施月日	対象施設・実施場所	所 管	課 等
11月2日	さぬき南幼稚園	健康福祉部	幼保こども園課
	富田保育所		
	寒川保育所		
11月6日	長尾幼稚園		
	志度保育所		

② 各課等監査

実施月日	部 署 名 等		実 施 場 所
1月18日	教育委員会事務局	教 育 総 務 課	寒川第2庁舎 2階会議室
		学 校 教 育 課	
		生 涯 学 習 課	
1月19日	市 民 部	総 合 支 所	寒川庁舎1階 多目的ホール
	健康福祉部	福 祉 総 務 課	
		長 寿 介 護 課	
		国 保 ・ 健 康 課	
1月22日	健康福祉部	子 育 て 支 援 課	津田診療所
		幼 保 こ ど も 園 課	
		障 害 福 祉 課	
	津 田	診 療 所	
1月23日	市 民 部	人 権 推 進 課	本 庁 4階会議室
		生 活 環 境 課	
		市 民 課	
		税 務 課 【債権管理室】	
1月25日	市民病院	総 務 企 画 課	市民病院 2階会議室
		患 者 サ ー ビ ス 課	
		プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室	
	会 計 管 理 者	会 計 課	本 庁 4階会議室
	建 設 経 済 部	下 水 道 課	
	監 査 委 員 事 務 局		
1月26日	総 務 部	秘 書 広 報 課	本 庁 4階会議室
		危 機 管 理 課	
		財 産 活 用 課	
	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室		
1月29日	建 設 経 済 部	都 市 整 備 課	本 庁 4階会議室
		農 林 水 産 課 【農業委員会事務局】	
		商 工 観 光 課	
1月30日	議 会 事 務 局	議 事 課	本 庁 4階会議室
	総 務 部	政 策 課	
		総 務 課 【選挙管理委員会事務局】	

## 6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、元山清委員については生活環境課所管、また、高嶋正朋委員については生涯学習課所管に係る定期監査・行政監査については、それぞれ除斥とした。

## 7 監査結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査委員の意見を付すものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して3か月を経過する日の属する月の月末までを目処に行われたい。

また、監査期間中に判明した軽微な指摘事項、改善事項等については、さぬき市監査基準第6条（指導的機能の発揮）により、適宜、口頭にて助言を行った。

今後も、法令等を遵守し、厳正かつ適正な経営に係る事務事業の実施に努められたい。

### 【監査結果の評価及区分の基準】※監査結果の取扱基準

区 分	基 準
勸 告	① これまでに複数回にわたって指摘事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
	② 指摘事項に定める基準に該当し、特に監査委員が勧告する必要があると認めるもの
指摘事項	① 法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱、基準等）に違反しているもの
	② 予算の目的及び範囲に違反しているもの
	③ 著しく不経済又は非効率的執行となっているもの
	④ 著しく適正を欠くもので是正する必要があるもの
	⑤ すでに指摘事項、指導注意事項及び検討事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
指導注意事項	① 指摘事項のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの
	② 事務処理における軽度な誤り等で、直ちに補正すれば特段の支障がないもの
	③ 今後、是正又は改善の必要があるもの
	④ その他、適正を欠くもので特に注意を要すると認められるもの
検討事項	① 今後、是正又は改善のための検討が必要と認められるもの
	② 特別な理由により、是正又は改善に長期間にわたって時間が必要と認められるもの
委員意見	① 監査結果に基づき、意見を述べる必要があると認められるもの
	② 特に要望する必要があると認められるもの

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 5 年度	結果No.	1
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	総務部秘書広報課
指摘・意見等の項目	職員に対する接遇研修の推進について		
指摘・意見等の内容	<p>市役所職員においては、全体の奉仕者として市民の目線に立ち、市民の声に真摯に耳を傾け、市民または地域のために行行政サービスを行わなければならないと認識している。しかしながら、職員の相談者に対する対応について、適切に行われていない場面が見受けられる。現在は、働き方改革による職員の休暇も必要とされており、担当職員の不在も往々に考えられる。そのような場合においても、業務マニュアルの活用などにより適切な対応を求めるものである。</p> <p>また、市民に対し平等にサービスを行うことが前提であり、相談者に寄り添い、出来る限り適時、適切で丁寧な対応が望まれる。市民サービスの低下を招くことのないよう、常にスキル向上に努めることが必要と考える。秘書広報課においては、その一助として、職員の接遇対応を始めとする研修等を行っていただきたい。</p>		

監査年度	令和 5 年度	結果No.	2
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	健康福祉部幼保こども園課 教育委員会事務局学校教育課
指摘・意見等の項目	支払遅延伝票の解消について		
指摘・意見等の内容	<p>学校、幼稚園等の各施設における支出伝票の支払期日の遅延については、個別に注意喚起を行ってきたが、未だ改善には至っていない。支払伝票は履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合には、債権者に対し催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、請求から支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられる。これらの問題に対し所管課として周知を行い、各施設の遅延伝票の解消を求める。</p>		

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 5 年度	結果No.	3
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部危機管理課
指摘・意見等の項目	地域における防災力の強化について		
指摘・意見等の内容	<p>自主防災組織について、市内271組織が登録されていると確認した。しかし、その組織に対し、防災訓練等の実施に伴う経費補助を行う「自主防災組織活動補助金」の支出が令和5年度において、38組織の申請のみに留まっている。毎年訓練を行っている組織もあり、そのような組織については、災害が発生した場合、一定程度の対応は可能であろう。しかし、防災訓練を実施していない組織については、十分な準備が整っていないのではないかと懸念される。災害時には、行政機能が円滑に働かないことも想定されるため、常日頃、この補助金等を活用した訓練を実施し避難経路の確認や備蓄を行うことにより、災害発生時には市民各々が自らの命、また地域の方の命を守る行動を起こせる結果に繋がると考える。そのようなことから、現在、補助を受けていない組織に対し、状況を把握し、不足部分の補てんや活動の手助けを行い、今後起こりうる災害への自主的な備えを促していただきたい。</p>		

監査年度	令和 5 年度	結果No.	4
監査結果の区分	検討事項	対象組織	市民部人権推進課
指摘・意見等の項目	国際交流事業の推進について		
指摘・意見等の内容	<p>国際交流事業は、市民の国際認識・理解を養成するなどの効果があるが、特に発達段階にある子ども達に対しては、人格形成などに与える影響が大きく、意義のあるものとする。</p> <p>本市においては、姉妹都市であるアイゼンシュタット市と国際交流事業を行っているものの、長く実質的な交流が為されていなかったが、今回、交流継続の意思を確認することができたとの報告を受けた。しかし、現在においても相手側と直接交流が実施できていないことについては問題があるとする。</p> <p>今回のこの足掛かりを軸に、まずは、Web会議システムを使用したオンライン会議を検討するなど、相手方との情報交換を行い、意思疎通を活発に行うことを期待するものである。</p>		

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 5 年度		結果No.	5
監査結果の区分	委員意見	対象組織	建設経済部商工観光課	
指摘・意見等の項目	観光事業のPR活動について			
指摘・意見等の内容	<p>観光事業においてイベントを実施する際に、宣伝活動を行うことは事業展開を行ううえで欠かせないものである。そのため本市においても、インターネットやSNS等を利用した多様な情報発信を行い、各観光事業の認知度を高める必要がある。しかし、現在は活発な情報発信が出来ているとは言い難い。今後においては、多種多様なツールを活用し、観光事業のPR活動の拡充を図っていただきたい。</p> <p>また、活性化事業に取り組んでいる大串半島においては、ワイナリー等のさぬき市の特色を活かした施設があるが、これらについても積極的なPR活動を目にすることが少ないのではないかと感じる。今後においては、指定管理者への積極的なPR活動の要請は勿論のこと、ワインを使用したイベント開催の回数を増やすなど、指定管理者と協議しながら新たな試みにも挑戦していただきたい。</p>			

監査年度	令和 5 年度		結果No.	6
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部総務課 総務部秘書広報課 建設経済部都市整備課 教育委員会事務局教育総務課	
指摘・意見等の項目	時間外勤務の平準化について			
指摘・意見等の内容	<p>月平均時間外勤務について確認したところ、特定の職員に慢性的な長時間勤務が見られた。業務の性質上、「偏り」についてはやむを得ない部分もあると認識しているが、組織管理の点においては、業務分担の平準化や業務経験の均衡化を図り、また、職員の健康管理にも留意しながら業務を遂行することが基本であると考え。個人への業務負担の増加によるストレス等により、人的リスクに繋がることの無いよう、組織として業務の遂行を行わなければならない。</p> <p>以上のことから、所属長は業務係間での応援体制の強化を図ることも検討し、今以上に業務の効率化・省力化を進めていただきたい。</p>			

令和5年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 5 年度	結果No.	7
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	健康福祉部幼保こども園課
指摘・意見等の項目	U S B の取扱いについて		
指摘・意見等の内容	<p>実地監査において、幼稚園等でのU S B の使用簿の未整備が見受けられた。U S B については、紛失による個人情報の流出など、問題の起因となりうる可能性が高く、取り扱いには十分な注意が必要である。そのため使用簿を作成し、いつ、誰が、どのような目的で、また、どのようなデータを扱ったかなどを明確にしなければならない。そのため、幼保こども園課において、使用簿様式を作成し、各園等での統一した意識の下でU S B の取り扱いを行うよう求める。</p> <p>また、一部ではあるが、U S B を個人管理するなどの不適切な取り扱いが行われており、現場において指摘を行った。これについては、実地監査箇所を含めた、市内各園、所での意識改革は勿論のこと、幼保こども園課に対しても、使用簿の年次確認などを含めた適切な指導を行うよう意見する。</p>		

監査年度	令和 5 年度	結果No.	8
監査結果の区分	指摘注意事項	対象組織	健康福祉部幼保こども園課
指摘・意見等の項目	避難訓練実施に伴う報告書の作成について		
指摘・意見等の内容	<p>実地監査において、幼稚園で行われている避難訓練に対する報告書が複数個所で作成されていない現状であった。計画書どおりに進められているためとの回答を受けた現場もあったが、当日の欠席者や天候などにより、計画に沿わない場合も考えられる。何よりも、報告書を作成することで、反省点や不足事項などが見えてくると思われ、それらを次回の訓練時に改善、反映し、実施することが可能になると考える。今後においても、子どもたちの安全を守るための策を講じることに尽力していただきたい。</p>		